

価値教育の文脈における宗教性をめぐる言説

— その来歴・変容・展望 —

伊藤 敏子

The Discourse of the Religious in Value-Education: Origin, Development, and Prospects

Toshiko Iro

Abstract

Late in his life, Pope John Paul II remarked that the biggest enemy of religion is ethical relativism. Is religion in especially grave danger today as value systems undergo rapid diversification? As educational policy makers in Japan and in Europe now hold the religious for the only foundation on which value education can be built, there are salient differences in their respective approaches. This paper evaluates the prospects of the new trend in value education in Japan, in Germany, and in Switzerland. In the Japanese tradition, moral instruction has formed the core of value education in schools. Religious sentiment has always been a priority, even though it assumed a number of different meanings in wartime and postwar Japan: at different times it variously referred to ethnic affiliation, the love of peace, and the reverence of life. Recently, it has taken a distinctly sentimental turn. In Europe, except for France, value education in schools has traditionally been dominated by religious instruction. This dominance is of increasing rather than decreasing significance today, as instruction shifts from a denominational to an interdenominational focus and pupils will no longer be exempt from religious instruction; the religious is set to contribute to value education more broadly and more thoroughly.

1. はじめに

1978年から2005年までローマ教皇職にあったヨハネ・パウロ2世 (Johannes Paulus II, 1920-2005) は晩年、イタリアの国会における挨拶のなかで「宗教の最大の敵は倫理的相対主義である」(Rorty / Vattimo 2006, S. 81) と述べる。この理解にしたがえば、価値の相対化および多様化が急激に進行する現代は、宗教がかつてない大きな危機にさらされている時代ということになる。しかし、教育政策に目を転じると、宗教はむしろその基盤を脆弱化させている価値教育を救済する一さらには倫理教育を救済する一頼みの綱として注目されている現状が立ち現れる。

日本の学校教育のなかにおける宗教は必ずしも一義的な位置づけを獲得しておらず、その法的な規定は複数の解釈を生み出す余地を残している。というのも、憲法がその第20条で「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と宗教教育に対する極めて消極的な態度を表明する一方で、教育基本法はその第9条で「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」と宗教教育にむしろ積極的な意味づけを付与しようとする表現をとるからである。一般的な法的解釈¹⁾の帰結として日本の公教育は慎重に宗教教育とのあいだに距離

¹⁾ 国家の宗教的中立の解釈としては、憲法学の主流をなす「厳格分離説」、岸本英夫 (1903-1964) に代表される宗教的情操の取り込みを謳う「宗教教育内包説」、田中耕太郎 (1890-1974) に代表される特定性のない宗教教育の取り込みを謳う「好意的中立主義」の三種が存在する (山口 1998、326頁 参照)。

を設け、価値教育の軸足を宗教の時間ではなく道徳の時間—すなわち宗教色をともしない道徳教育—におくという慣習を育んできた。一方、ドイツおよびスイスの公教育では宗教の時間に軸足を置く価値教育が伝統的に行われてきた。この規定路線にかんがみる限り、日本における価値教育とドイツおよびスイスにおける価値教育のあいだには大きな隔たりがあるようにみえる。しかし、現在進行している改革の方向に着目すると、日本には宗教的情操ないし宗教的感性を重視した価値教育へ、ドイツおよびスイスには超宗派的な宗教性を重視した価値教育へ大きく舵をきろうとする動きがみられ、日本、そしてドイツおよびスイスには新たな価値教育の軸足として全宗教を通底するものを模索するという親和性が浮かび上がってくる。換言すれば、価値教育に関して宗教を核とした両者の対話が—限定をともしないものである—可能になったといえるだろう。

本稿は、日本の価値教育の文脈における宗教性をめぐる言説を宗教的情操という概念を手がかりとして解きほぐすことによって、宗教的情操という単一概念にその時代その時代の要請する—必ずしも単一の理念に帰することのできない—価値教育の達成が期されてきたことを明らかにし（第2章）、さらにドイツおよびスイスの価値教育の文脈における宗教性をめぐる今日的言説を登場させることで（第3章）、両者の対比から価値教育と宗教性の共生関係のもつ今後の展望について考察を加えるものである（第4章）。

2. 日本の価値教育における宗教性をめぐる言説

生命の尊厳に対する感性の育成を基調とする心の教育が展開するなかで、それに寄り添うように宗教的情操という概念が顕在化するようになってきている。法に抵触する宗教宗派教育と法に抵触しない宗教知識教育の中間項である宗教的情操の教育には、過去の教育政策においても価値観の揺れが社会認識として立ち現れるごとに価値教育の拠り所として繰り返し唱道されてきたという経緯がある。その明確な定義を欠いたまま多用されてきた宗教的情操に帰される具体的項目はしかし、その時代その時代で大きな揺れをみせている。マルクス主義の広がりによる日本的価値観の崩壊が危惧された時代、敗戦による戦時期価値観の崩壊が危惧された時代、戦後の高度経済成長による伝統的価値観の崩壊が危惧された時代、そして今、多元化社会の現出による共有可能な価値観の崩壊が危惧される時代、等しく宗教的情操を核とする価値教育への梃入れが謳われながら、その新しい価値教育によって期待されるものは必ずしも一様ではない。

2. 1. 日本の心性保持の拠り所としての宗教的情操 —領土拡張政策の時代—

学校教育における宗教の排除は19世紀にまで遡る。1899年、「一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学制上最必要とす依て官立公立学校及学科課程に関し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を許さざるべし」という文部省訓令第12号が道府県直轄学校に出される。しかし、直後より宗教的要素を欠いた教育への不安の表明が頻出し²、さらに1931年の満州事変勃発を契機とする国家主義的政策が強化の一途をたどるなかでとりわけマルクス主義や唯物史観といった外来思想を一掃するという意図も加わり（田中 1961、579頁 参照）³、1935年には「宗教的情操の涵養に関する留意事項」という文部次官通牒が出されることになる。通牒の説く

² たとえば、日本宗教大会は1928年に「宗教教育が如何に全人教育上緊要なるかは論を俟たず」という観点から宗教を拒否・敵視しているという誤解を受けやすい文部省訓令第12号の表記を問題視し、その改正を求める決議を行う（大村 1932、42頁 参照）。

³ 同年には同じ目的に供するべく国民精神文化研究所が文部省学生思想問題調査委員会の答申を受けて設立される。

ところによれば、訓令は「当該学校に於て特定の教派を教へ又は儀式を行ふ」ことを禁じているが、「宗教的情操を涵養し以て人格の陶冶に資するは固より之を妨ぐるものにあらず」むしろ—教育勅語の精神に反しない範囲で—積極的に推進することを趣旨としている。通牒は訓令に関する昨今の誤解をただしたうえで—訓令を本来の趣旨にそって浸透させるために—修身・公民科・哲学・国史などの教科教材においてそれぞれどのように宗教的情操の涵養が可能であるかという具体的提案を8項目にわたって付している⁴。

宗教教育の内容として1935年当時に想定されていたのは「(1) 特定の宗教・教派の教義・教旨を教授するもの、(2) 一宗一派に偏らず、一般的ないし超宗教的なるものを教授するもの、(3) 宗教に関する歴史的事実、文化・芸術に関する宗教的知識を教授するもの」(山口 1980、527頁)であるが、このうち(2)に該当する内容が宗教的情操を示すものと理解されていた。宗教的情操の学校教育への導入については、大方の教育関係者の賛同を得たことが当時の刊行物からうかがえるが、そこに特徴的に見出されるのは宗教的情操を「祖霊崇拜、広義の神道ただしは神儒仏融合の国民的信仰」(入澤 1936a、10頁)と関連づけて捉えようとする傾向である。たとえば入澤宗壽(1885-1945)は「一般に神道の儀式は宗教の儀式ではなくしかも宗教的」(同書、16頁)⁵と位置づけ、これに関わる年中行事を学校に取り入れることによって「宗教的日本の情操を陶冶することの必要」(同上)を主張する。また、溝口駒造(1881-1945)は日本人の汎宗教的根本基調として「日本的汎宗教精神」すなわち神道精神がすべての日本人には胚胎していると捉え、したがって、「注ぎ込むものではなく、固有の宗教的素質を発芽」(溝口 1936、31頁)させるものとしての宗教的情操の涵養を推奨する。入澤において宗教的情操は日本的情操と、溝口においては日本的汎宗教精神と同一視されていたといえる。河野清丸(1873-1942)はさらに進んで「学校の霊域化」に言及し、校門を鳥居と見なしたうえで「学校という境内」(河野 1936、40頁)を明治神宮、富士の神山、熱田神社に比されうる空間となすことを期待している。その一方で少数派ではあるが疑義も提起されている。すなわち、吉田熊次(1874-1964)はそもそも「宗派的信仰なしに一般的なる宗教的情操は発生し得」(吉田 1936、7頁)ないことを確認し、もし宗教的情操のもとに「真善美の如き価値に対する帰依乃至尊重の情操」(同上)が理解されているのであればこれは従来の学校教育においてもなされていたことであるので「今更の如くに宗教的情操を云々すべきではない」(同書 8頁)と断じている⁷。

⁴ 「学校教育は固より教育勅語を中心として行わるべきものなるが故に之と矛盾するが如き内容及び方法を以て宗教的情操を涵養するが如きことあるべからず」という但し書きから読み取れるように、宗教的情操の涵養を促すこの通牒は当初から「教育勅語の精神に貢献する限りにおいて」という明確な制限を伴うものであった(鈴木 1990、4頁 参照)。儒教的な道徳思想と皇国中心的な国体観念を盛り込んだ教育勅語による精神教育が定着するなかで、むしろ「実際問題としては、教育勅語を中心とする精神教育の方針がはっきりしているので、宗教的要素などはなくてもよいというのが、学校側の実情でもあった」(岸本 1948、719頁)。

⁵ この8項目の記載については賛否が分かれている。「完全なる教育は当然宗教的領域にまで進まなければならないことは極めて当然」(今岡 1936、15頁)として通牒への賛意を唱えた今岡信一良(1881-1988)は「宗教的情操涵養の具体的方法8か条まで列挙しているのは甚だ親切」(同上)と高く評価するが、倉橋惣三(1882-1955)は学校で宗教心を育むという新しい方針には賛意を示しながらも宗教的情操の極端な方法化には違和感を表明し、宗教的情操とは「何処から与えられるともなき情操的環境」(倉橋 1936、10頁)すなわち教師からの感化力によってはじめて涵養されるべきものであると述べる。

⁶ 入澤によれば、体系化された成立宗教の範疇に入らない宗教観に依存することによってはじめて宗教的情操の陶冶は可能となる(入澤 1936b、23頁 参照)。すなわち、「成立宗教ならざる宗教観、宗教的事実の中に偉大なる感化力を含み、それが従来に於いても又現在に於いても大なる教育力を働くことを認めざるを得ない」(同書、12頁)。

⁷ 吉田はさらに持論を展開し、「宗教の力を借りることなしに人格の陶冶が徹底し得ずと考ふるが如きは正に学校教育を侮辱するものと言はねばならぬと思ふ」(吉田 1936、9頁)と結論づけている。

2. 2. 平和世界構築の拠り所としての宗教的情操 —戦後教育構想の時代—

1945年、戦後初代文部大臣に就任した前田多門（1884-1962）は、「宗教的情操の涵養については1935年の文部次官通牒に拠らしめられたく」と宗教的情操の涵養という方針の維持を明言したうえで、9月15日に戦後教育の統一的指針として提示した「新日本建設の教育方針」では「国民の宗教的情操を涵養し敬虔なる信仰心を啓培し神仏を崇め独り慎むの精神を体得せしめて道義新日本の建設に資すると共に宗教に依る国際的親善を促進して世界の平和に寄与せしめ」（鈴木 1978、55頁）ることを要請する。これを受けて9月19日には文部省によって教宗派管長・教団統理者会議が招集される⁸。

しかし、1945年12月15日に連合軍総司令部（General Headquarters; GHQ）民間情報教育局（Civil Information and Education Section; CIE）より出された「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」⁹いわゆる神道指令はこの方向性に修正を迫る。国家と神道の分離をその趣旨とする神道指令は、公教育から神道的要素を払拭することによって軍国主義および国家主義イデオロギーを排除することをその目的としていた¹⁰。御真影奉安殿の撤去（1946）、勅語朗読の禁止（1946）、宮城遙拝および天皇陛下万歳の禁止（1947）、教育勅語の完全廃止（1948）という一連の変化のなかで一あるいは、一連の変化にもかかわらず一教育理念の動揺を危惧した層では宗教的情操に期待をかける動きがむしろ強まっていく（cf. Woodard 1972, p. 108）。

最初の大きな動きは、終戦1周年の1946年8月15日に衆議院で可決された「宗教的情操教育に関する決議案」である。「〔世界恒久平和運動を展開するためには〕宗教的自覚による四海同胞、隣人愛、社会奉仕の思想を普及徹底させると共に、宗教的情操の陶冶を尊重せしめて、以て道義の高揚と文化の向上を期さなければならない」（近代日本教育制度史料 第31巻 1958、472頁）という地崎宇三郎（1919-1987）ら進歩党5名の決議案は、議員間に宗教的情操の解釈について大きな温度差が顕著であったにもかかわらず¹¹可決される（cf. Woodard 1972, p. 109）¹²。

⁸ これに先立つ8月15日には文部大臣から管長および教団統理者に向けて「光明日本〔の〕建設」と「世界平和の確立」のために「宗教教化の力に俟つ所極めて大なるものあるを以って一層其の清新活発なる活動の展開を図らんとす」（近代日本教育制度資料 第29巻 1958、27頁）という内容の文部省訓令第6号「聖旨奉体方に関する件」が出され、「学徒及一般青少年に対し宗教的情操を涵養し求道心を啓培する」（同上）ことが求められている。

⁹ この指令は他の指令とは異なりCIE主導ではなく10月13日にアメリカ国務省からの直接指示を受けて占領宗教政策に終始重要な役割を果たした後宗教課長となるバンス（William Kenneth Bunce）と東京大学宗教学助教授岸本英夫の手で7週間をかけて起草されたものであり、CIEから出された指令のなかでもっとも重要なものとして位置づけられる（cf. Trainor 1983, p. 282）。

¹⁰ GHQは日本人の主張する宗教的情操が狭隘な民族主義を指向するものとして警戒していた（cf. Chatham House Study Group 1945, p. 53）。

¹¹ たとえば、提案者である地崎は釈迦の慈悲および無我、キリストの愛、孔孟の仁、日本の皇室の『兄弟に友に』の教えを列挙しこの「愛を隣に及ぼす」（近代日本教育制度史料 第31巻 1958、473頁）同胞思想を宗教的情操と同一視しているが、細迫兼光（1896-1972）は一宗一派に偏らない宗教的情操教育は可能性か（同書、477頁参照）、さらに「宗教的情操の高揚、陶冶、尊重と云ふことが、恒久的世界平和の確保にそれ程有力なものであらうか」（同書、478頁）むしろ科学的教育を強化すべきではないかという疑問を拭い切れず、稲葉道意は宗教的情操を「我々人類が本当に虔まじやかに跪いて、或る見えない永遠の無限の絶大に跪くと云ふこと」（同書、483頁）、「食物を拝み、食物に敬語を付け、日用品を拜んで其の日を暮」（同書、484頁）すこと、「事々物々総ての物の上に唯物的な眺め方をしないで、それ自体の上に永遠なる絶大と云ふことを認めること」（同上）という自然崇拜に重ねようとしている。

¹² 決議の成立を高く評価した田中はこれを受けて、「過去に於ける民族的、或は個人的利己主義を克服致しまして、国家社会を此の滔々たる道義頹廢の濁流から救済致します為には、根本に於きまして、我が教育の中に宗教的情操教育を浸透せしめる以外に、一層有効且つ一層徹底しましたる方法のないことを痛感致します」（近代日本教育制度史料 第31巻 1958、492-493頁）と発言している。なお、田中は同年8月22日の衆議院で德育について答弁を行う際にも、「道徳に宗教的信仰の裏付けがありませんと、動もすればそれが形式に陥ってしまふ」（同書、509頁）という理解から「今後の道徳教育に於きましては、宗教は無視出来ない」（同書、517頁）と明言し、「宗教教育が宗教的情操教育といふ風なものであるならば差支ないと云ふ風に政府と致しましては解釈致して居ります」（同書、518頁）と言い添えている。

さらに宗教的情操教育重視の動きが先鋭化するの、教育基本法の成立過程である。GHQの指示に基づいて1946年9月に設置された教育刷新委員会¹³の第2回総会で、戦後第2代文部大臣田中耕太郎は「憲法との関係からでも出て来ますが、宗教と教育との関係、殊に宗教情操教育ということが許されるものだという意味の或は奨励すべきことであるというような結論に我々は到達して居りますし、又議会の多数の意見もそうであります」（教育刷新委員会会議録 第1巻 1995、30頁）と述べる。第3回総会で教育根本法（教育基本法）を検討する第1特別委員会が承認されるが、その案文には「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならないこと」が自明のごとく盛り込まれていた。「情操というのは非常に良い言葉で、宗教的に、特に或る信仰を持たなくても、その宗教というものに付て理解は出来ると思うのです」（教育刷新委員会会議録 第6巻 1997、113頁）という務台理作（1890-1974）の発言、あるいは「天を畏れるというような気持ちを先生が抱いていれば、自らいくらか必ずしも既成宗教によらなくても、養えるという面も少しはあるのではないのでしょうか」（同書、177頁）という天野貞祐（1884-1980）の発言に象徴されるように、第1特別委員会の宗教的情操の理解はきわめて大らかなものであった。田中が教育基本法の構想で特にこだわった「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない」という案文はしかしGHQの賛意を得られず、1947年1月29日案を最後として姿を消すことになる¹⁴。

ところが、宗教的情操に関する案文が教育基本法から削除されることが決定された後も一すでに発行されていた学習指導要領との整合性を配慮して一文部省の宗教的情操教育推奨の姿勢が不変であることは、文部省による教育基本法の理解を提示した『教育基本法の解説』のなかで確認することができる。『解説』は国家の態度が「特定の宗教宗派に対して好意的又は反対的態度をとることなく、各宗教、宗派を平等に取り扱うということであり、決して宗教一般を否定するものではない」（教育法令研究会1947、120頁）と新憲法第20条との連関を提示した後、国家が「間接的に宗教を保護する立場」とすることを明記する。その理由は「なんらかの宗教的信仰が将来の国民の道徳的向上のために必要なこと」（同上）、さらに「それが人格の完成及び民主主義的、平和主義的社會の建設に貢献するところが大きいこと」（同上）による。教育基本法第9条はしたがって、新憲法に謳われた信教の自由を保障しつつ同時に宗教的信仰を啓培するという困難な課題に教育がどのように向かい合うかという指針を与えることを意図している。「宗教に関する知識を与え、宗教的情操を養い、もって人間の宗教心を開発し、人格の完成を期する教育〔広義〕」、「ある特定の宗教宗派の教義を教え、その儀式を行う〔狭義〕」（同書、120-121頁）という宗教教育の二つの定義の提示は、文部省の指針として一教育基本法の成立過程で姿を消した「宗教的情操の涵養」を推奨する一前者の定義を生かすべきであるという示唆として読むことができる。

教科書におけるキリスト教の軽視について1947年10月3日にキリスト教徒が抗議したこと（cf. Trainor 1983, p. 285）¹⁵がふたたび宗教的情操教育推奨への逆風を生み出すことになる。これに抗して

¹³ 教育刷新委員会は米国対日教育使節団に協力するため組織された日本教育家の委員会をその前身とし、1948年6月の教育刷新審議会への改称を経て、1952年まで存続する。この間、総計450回の会議を重ねる中で、教育基本法、学校教育法、社会教育法の方向性を決定する役割を果たす。

¹⁴ 2月20日案は宗教的情操に言及していない。この変更の背景について、教育基本法の成立に深く関わった安達健二（1918-）は後に「宗教的情操の涵養ってのがいけないというのは、司令部で言われたと私は記憶していますね」（鈴木 1969、47頁）と証言している。「宗教的情操というようなものは、特定の宗教を介してでなければ涵養ってものは出来ないのではないか」（同上）ということ、さらに「宗教的情操の涵養ということで、今まで神社に頭を下げていたり、そういう国家主義、超国家的なようなもの手段になっている」（同上）ということがその理由として掲げられていた。なおこの変更の時期は文部大臣が田中耕太郎から高橋誠一郎（1884-1982）に交代した時期に重なっている。

¹⁵ 大崎素史はこの事件を契機として文部省通達が宗教教育への消極的対応に傾斜したと分析している（大崎 2004、47-51頁 参照）。

1947年10月24日の教育刷新審議会第42回総会では宗教教育問題を議題にするという要望が出され、これを受けて翌年3月26日の同62回総会では宗教教育に関する第13特別委員会の設置が決定され¹⁶、この特別委員会は4月23日から「公立学校における宗教教育」を議題とする審議に着手する。羽溪了諦(1883-1974)を主査とする13名よりなる特別委員会はその後、「新憲法の精神と抵触しない範囲において宗教を育てるということをやりたいという希望から出発」し「学校教育にどう宗教教育を採入れるか」(教育刷新委員会会議録 第11巻 1998、180頁)を模索する審議を一肝心の宗教的情操の定義を棚上げにしたまま¹⁷—9月10日まで14回にわたって重ねていく。特別委員会の使命はむしろ「教育勅語が無効ということになりますと、価値判断の標準が全然なくなる」(同書、198頁)状態への対処にあり、その拠り所を宗教的情操に求めた上で、宗教的情操に拒否反応を示すGHQに「どう訳せば〔…〕理解を得るようにできるか」(同書、171頁)という対応の検討、さらには「これから2、3年の間に唯物論思想が学生に滲透して宗教的情操がめっちゃめっちゃに壊される」(同書、152頁)であろう状況への対策の模索にあったといえる。

1948年7月2日に開催された教育刷新委員会の第71回総会における第13特別委員会からあげられた中間報告に対する反応は、「神道というものに対して司令部の方の考えは非常に窮屈でございまして」(教育刷新委員会会議録 第4巻 1996、123頁)あるいは「GHQと交渉した場合最も問題になるのは、この(…)点だと思えます」(同書、124頁)といった発言に見られるようにGHQへの配慮を重ねながらも、「一宗一派に偏しないようにして、そうして宗教的情操を養うということはすでに決議にもなっておりますから(…)向うの解釈はどうであるかということをごここで考えて見たところで、これは向うの考えだから仕方ないと思えます。その点どうも十分考慮して、こういう結論に至ったわけでありまして」(同書、125頁)という既定路線へと収斂されていく。この総会では「宗教心に基づく敬虔な情操の涵養は平和的文化的な民主国家の建設に欠くことのできない精神的基礎の一つであり、殊に人間性の重要な一面たる宗教的欲求を正しく啓培することは、教育本来の使命に副うことにもなるわけであるが、教育と宗教の関係は、新憲法の精神に照して、慎重な考慮を払わねばならぬ重大な問題である」(同書、120頁)という建議が採択され¹⁸、この理解はその後の教育政策を方向づける通奏低音として維持されていく¹⁹。

2. 3. 科学技術革新適応のための拠り所としての宗教的情操 —高度経済成長の時代—

1966年、中央教育審議会は「後期中等教育の拡充整備について」答申に、「科学技術の革新を基軸と

¹⁶ 当初は社会教育の問題を扱う第7特別委員会に委ねられていた宗教教育の問題は、以降、これを専門に扱う第13特別委員会で扱われることになる。

¹⁷ たとえば、宗教に依らない宗教的情操の可能性について、柳田謙十郎(1893-1983)から「本当の宗教的情操というものは、宗教を持たない間に宗教的情操を持つということではできないわけでありまして」(教育刷新委員会会議録 第11巻 1998、151頁)という見解の出される一方で、倉橋は「宗教的情操というものは、はっきりしないものですが、特定の宗教信仰に入っていない人でも宗教的情操があると考えなければ成立しません」(同書、164頁)と便宜上の合意を得ようとしている。5月7日の第3回会議で「もう少しこの宗教的情操ということの根本について、この次はやりましょう」という羽溪の提案にも倉橋は「そこを決めることは、なかなかこの委員会ではできない。そこは余り追求しないで、そういうことを含んでおいて、それがどうなっても余り差し支えないような、ぱっとした考で現わして行った方がよいと思う」(同書、165頁)と答えている。

¹⁸ そこには「宗教的な宗教的情操に留意すること」(教育刷新委員会会議録 第4巻 1996、121頁)さらに「宗教的情操が自然に養われるように、可能な範囲に於いて、学校の施設その他の環境を整備すること」(同上)が付記される。

¹⁹ 鈴木美南子は、戦後の教育行政にみられる宗教的情操への執着の背景を以下の7項目にみている。1. 道義の頹廃や社会的混乱にある人心を取巻く、2. 教育勅語に代わる精神的価値を求める、3. 民主主義社会の基盤を求める、4. 宗教的利他主義・隣人愛による平和国家を目指す、5. 信教の自由から宗教への関心が高まる、6. 新宗教乱立のなかで正しい宗教を求める、7. 無神論や唯物論的科学主義を警戒する(鈴木 1991、19頁 参照)。

する経済の高度成長とこれに伴う社会の複雑高度化および国民生活の向上」という時代のなかでの後期中等教育の理念を明らかにするため、特に「別記」期待される人間像を付す。これによれば、新しい時代の教育の課題は「青少年の能力をあまねく開発して国家社会の人材需要にこたえ、国民の資質と能力の向上を図る」ことであり、そこで形成されるべき人間像とは、「生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念」すなわち「真の宗教的情操」をもつ人間であるとされる。具体的には、個人としての日本人には自由であること、個性を伸ばすこと、自己を大切にすること、強い意志をもつことがとくに期待されるが、これらの根底をなすのは「生命の根源に対して畏敬の念をもつこと」（中央教育審議会1966、219頁）である。期待される人間像のなかで宗教的情操と同一視された「畏敬の念」はその後、1977年の学習指導要領に「人間が有限なものであるという自覚に立って、人間の力を超えたものに対して畏敬の念をもつように努める」という表記で登場し、以降、学習指導要領に定位置を獲得する。

2. 4. 生命尊厳意識への拠り所としての宗教的情操 —価値多様化の時代—

2000年3月から12月まで内閣総理大臣のもと今後の教育の方向性を議論した教育改革国民会議はその活動の総決算として17の提案を示すが、その第17番目として「新しい時代にふさわしい教育基本法を」喚起している。ここで目指される新しい教育基本法には、「宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある」（教育改革国民会議 2001、22頁）という視点が含まれている。これを受けて2003年3月20日に中央教育審議会から出された「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申では、「人格の形成を図る上で、宗教的情操をはぐくむことは、大変重要である」と宗教的情操を位置づけた上で、「現在、学校教育において、宗教的情操に関連する教育として、道徳を中心とする教育活動の中で、さまざまな取組が進められているところであり、今後その一層の充実を図ることが必要である」と、価値教育の根幹として1958年から行われている道徳教育に宗教的情操を潤沢に盛り込むという方向性が明記されている。この答申を受けた一連の教育基本法改正案には、宗教知識教育と宗教宗派教育の中間にある宗教情操教育を強化することで生命の大切さおよび人力を超えたものへの畏敬の念を身につかせようという構想が断続的に現れている。

教育基本法改正議論とならび宗教的情操を主題化する動きが「心の教育」にもみられる。1997年に起きた14歳少年による連続児童殺傷事件を直接の契機として1998年に出された「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—」答申—いわゆる「心の教育」答申—は、今日にいたるまで間断なく進められてきている「心の教育」政策の礎をなしているが、その一環として1999年に家庭における心の教育の一助として出された『家庭教育手帳』『家庭教育ノート』という2冊の冊子はいずれも、「家でやる年中行事にも、深い意味があるんだね」という表題が設けられた単元のなかで、「初詣や節分で無病息災を祈ったりすることは、人間の力を超えたものへの畏敬の念を深めるなど宗教的な情操をはぐくむことにもなります」（家庭教育手帳 57頁、家庭教育ノート 50頁）という宗教的情操教育の提唱を行っている。一方、「心の教育」の総仕上げとして2002年に全学齢期の子どもたちに配布された『心のノート』には一先の『家庭教育手帳』や『家庭教育ノート』とは対照的に—宗教的情操という表現そのものは用いられていないが、1966年の期待される人間像において宗教的情操と同一視された「畏敬の念」（心のノート 小学校5・6年、66-69頁）あるいは「人間の力を超えたものをおそれ敬う気持ち」（心のノート 中学校、65頁）が登場する。例えば「畏敬の念をもとう」という章には「わたしたちを生かす自然は不思議な摂理につつまれている。目に見えない神秘の世界がある。人間の力を超えたものがある」（心のノート 小学校5・6年、68頁）という本文の後に、子どもたち自

身に「人間の力を超えているなあと思えるもの」(同書、69頁)との出会いの体験の記述を求めるページが添えられている。

「心のノート」の制作を統括した河合隼雄は心理療法にたずさわっているが、その対象である人間の心の深部が「圧倒するような力、畏怖の感情が伴い、時には抗し難い魅力さえ感じられる」(河合 1999、268頁)ことからこれに対峙する姿勢を「宗教的」と呼び、心の問題を解決しようとする科学は「宗教に限りなく接近してくる」(同書、269頁)²⁰ことになる。と述べる。「宗教性というのは特定の名前の宗教を信じなくてもいいわけで、日本はその宗教性ということが日常生活にもものすごく混じっている国」(同朋大学大学院文学科 2005、110頁)であるという河合の記述からは、河合における宗教性の理解が戦後の教育刷新委員会における一きわめて大らかな一宗教的情操の理解と重なって浮かび上がってくるが、「根本的にそういうアニミズムのようなものが非常に洗練されて残っていることと仏教とがいろいろに結びついている」(同上)ことに「日本的心性」(同上)をみるという記述からは、河合における宗教性の理解が戦時下における一日本的心性保持の拠り所としての一宗教的情操の理解とも親和性をもつものであることがうかがえる (vgl. Ito 2005)。

心の教育を謳う 21 世紀の教育がとりわけ生命の尊厳への意識を高める拠り所とみなす宗教性ないし宗教的情操はしたがって、新しい科学という新奇性を主張しながらもどこか既視感をともなう教育構想をその地下水脈としてともなっているといえる。

3. ドイツおよびスイスの価値教育における宗教性をめぐる言説

フランスを除くヨーロッパ諸国は宗教宗派教育を公立学校のカリキュラムにおける正規科目として位置づけ、価値教育の拠り所を宗教の授業に求めるという伝統を有しているが、近年この授業を宗派的な授業から一軸足としてキリスト教を明記することが一般的であるにせよ²¹一超宗派的な授業へと再編する動きがみられる²²。価値観の多様化および文化の多元化が進行する時代に有効性および普遍性をもつ価値教育とは、宗派信仰を促す宗教の授業ではなく「宗教に関する知識、宗教への共感、宗教に対する公正さ」(Oelkers 2006, S. 2)を促す宗教の授業であるという認識の広がりがある。宗教の授業の再編にはしかし、新しい形式の授業が単なる相対主義を促進しないか、諸宗教の比較はそもそも不可能ではないか、低学年の児童に宗教的多元性は荷が重くないか、教員養成をどのように整備するか、といった未解決問題が山積している (vgl. ebd., S. 5)。

²⁰ 心理療法家としての河合は早くから「科学と宗教の接点」(河合 1986、3頁)に自己の専門性を求めようとしている。心理療法家は従来の科学によっては「関係性の喪失」(河合 1995、23頁; 河合/加賀/山折/合庭 2002、61頁)に病む多くの現代人に供することができず、新しい科学すなわち「人間を全体として理解するための科学」、「人間も物も区別することなく、全体をカバーする科学」、したがって「限りなく宗教に接近していく」(河合 1995、209頁)科学を必要としている。「関係性の喪失」という連関から河合は宗教のなかでもとりわけ仏教の縁起に注目するが(同上; 河合/中沢 2003、15頁)、逆の語り口から河合は 20 世紀に西洋で誕生した深層心理学が紀元前の東洋ではすでに仏教に見いだされていたと述べる(河合/中沢 2003、69頁 参照)。この意味で河合は「仏教は外部からの呼びかけを受容しながら自らの一貫性を維持しうる。おそらく世界の広大な地域で仏教は欠けた鎖の環すら見つけ出すことすらできるだろう」(Lévi-Strauss 1955, p. 476)というレヴィ=ストロース (Claude Lévi-Strauss, 1908-) の仏教理解に共感を示している(河合/中沢 2003、21頁 参照)。

²¹ その根拠としては、「ヨーロッパ文化を理解するため」、「倫理を理解するため」、「権力に盲従しないため」という 3 点が挙げられる。

²² ヨーロッパにおけるこの新しい動きはもちろんすべての国で同じ速度で展開されているわけではない。プロテスタントの国教会の影響の強いスカンディナヴィア半島では再編の速度が極めて迅速で、逆にカトリック教会や東方正教会の影響が強いイタリア、スペイン、ギリシアといった国々での再編の速度は極めて緩慢である (vgl. Oelkers 2006, S. 3)。

3. 1. ドイツの場合

ドイツは宗教の授業を正規科目と定め公立学校における価値教育の拠り所として機能させてきたが、この科目の法律上の位置づけには議論の余地が残されている。すなわち、「神および人間に対する責任」を謳う前文をもつ基本法はその第4条で信教の自由を説き宗教教育への消極的態度をとるが、その第7条第3項で宗教の授業を「正規科目」として認定することで一転して宗教教育への積極的態度を呈し(vgl. Nordhofen 1999, S. 132f.)、法律上の多義的な解釈を生み出している²³。たとえば、連邦憲法裁判所は国家が信教の自由を保障すると述べる一方で、公立学校の正規科目である宗教の授業が「単なる道徳科、倫理科、歴史的相対的宗教科、宗教史あるいは聖書史ではなく、むしろ宗派内容すなわち個々の宗教団体の信仰教義に向けられている」(BverfGE 74, 244ff., zit. Von Leschinsky 1999, S. 170; auch Tenorth 1999, S. 176) ことを明言する。価値教育に供する宗教の授業は単なる徳育に帰されてはならないという理解がここには顕著にみられる²⁴。

多くの連邦州では基本法の精神にのっとりカトリックとプロテスタントに児童・生徒を分けて週2回の宗教の授業を行っている。数十年間にわたって宗教教育を学校から排除していた新連邦州でも1990年の東西ドイツ統一以降は基本法の精神にのっとり宗教の授業を行うことになるが、児童・生徒の側にも教員の側にも宗教という意識が極めて希薄であるという現実のなかで宗教の授業の実施は容易ではない²⁵。たとえばブランデンブルク州では宗教に代わる授業として「価値を解明し価値を教育する」(Edelstein 2001, S. 13) 新しい教科である「生活形成・倫理・宗教知識 (Lebensgestaltung / Ethik / Religionskunde ; LER)」を1992年に導入するが²⁶、その現状は必ずしも順風満帆ではない。旧東ドイツで価値教育に関わっていた教員の関与がこの授業で禁じられていること、大方の宗教関係者のこの授業への理解を得られないことで担当者の獲得が容易でないこと、さらには基本法の規定に抵触するとして連邦憲法裁判所で1997年から2003年におよぶ長期の論争を引き起こすことにもなる。

とりわけ議論の対象となっているのは、LERの三構成要素の一つである宗教の扱いである。LERにおける宗教は、「宗教についての基本知識なくして自文化や異文化、さらにこれらのもつ価値や規範の存在や背景を適切に理解して共存へと向かうことは不可能である」(Edelstein 2001, S. 66) という見解から諸宗教および宗教性を一般教養という視点から扱うことに徹する。授業はしたがって、教会では宗教とはみなされていない広義の宗教性を対象とし、生徒みずからの宗教性に関わる体験を手がかりとして進められていくことになる。従来の宗教の授業が明確に信仰をその根幹としていたのとは対照的に、LERにおける宗教は生徒ひとりひとりが宗教性—宗教に関わるイメージや体験—と取り組む学習そのものを重視している。

基本法の精神にのっとり宗教の授業を半世紀にわたって実施してきた旧連邦州もまたさまざまな問題を抱えている。ブレーメン州およびベルリン州は特例として基本法の定める宗教の授業の必修化を当初

²³ エンダーライン (Hinrich Enderlein) は、法的な一義的解釈の不在を肯定的に評価する (vgl. Enderlein 1999, S. 64)。

²⁴ この解釈を支持するノルトホーフェン (Eckhard Nordhofen) によれば、宗教が道徳的諸力を活性化させるのは、宗教が「倫理を越えている」(Northofen 1999, S. 133) ということに起因している。

²⁵ 新連邦州では児童・生徒におけるキリスト教徒は少数派で、いずれの教会・宗教団体にも所属していない児童・生徒の割合が70~80%にのぼる (vgl. Hilger / Leimgruber / Ziebertz 2001, S. 290)。

²⁶ LERは1991年から開始された対話の上に1992年から1995年までプロテスタント教会の協力を得た中等前期教育(44校、第7~第10学年)での試行、さらに1年間の教会抜きの試行を経て、1996年にブランデンブルク州学校教育法改正により中等前期教育への導入整備がなされ、現在は初等教育(第5~6学年)でも実施されている。なおベルリンでも2006年からLERの第7学年への導入を予定している(vgl. Birthler 1999; Edelstein 2001; Hilger / Ritter 2006; Hilger / Leimgruber / Ziebertz 2001, S. 294)。

から課されていないが²⁷、他の旧連邦州においては止まらぬ教会離れや移民の増加で従来型のカトリックとプロテスタントという二分法による宗教の授業の成立が困難となり、どちらにも該当しない児童・生徒のために倫理あるいは哲学といった第三の選択肢を提供して対応している学校がほとんどである²⁸。さらに急進的な事例として、ハンブルク州は宗教の壁を越えた (interreligiös) 宗教の授業、ニーダーザクセン州は宗派包括的な (konfessionsübergreifend) 宗教の授業を構想している。

3. 2. スイスの場合

2001年、チューリッヒ州教育評議会は従来の「宗教」という科目に代わる「宗教と文化 (Religion und Kultur)」という新しい科目の導入を決定する。旧科目「宗教」が信仰に関わる科目として宗派別に行われていたのに対し、新科目「宗教と文化」は宗派を超えて行われる価値教育の一環という位置づけを与えられ、「現代の多文化社会にあってその共生を秩序づける立場にある強大な信仰集団の共通点や相違点に焦点を合わせた超宗派的授業の実施」(Oelkers 2006, S. 2)を目指す。新科目の具体的な教授法およびカリキュラムは、新科目の運用のため設立された委員会の手で、2002年から2004年にかけてキリスト教(カトリックおよびプロテスタント)、イスラム教、ユダヤ教、ヒンズー教、仏教という6宗教団体との対話を重ねながら決定される。新科目はその趣旨を単なる宗教知識の授業ではなく宗教性に関する経験および体験にもとづく授業と定める点で(vgl. Oelkers 2006, S. 8)、ドイツ・ブランデンブルク州におけるLERに近い構想をもつといえるが、スイスの場合—ドイツと異なり—宗教の授業を信仰に関わる科目として規定する基本法をもたないという点で、旧科目から新科目への移行は法的レベルでの複雑な問題に煩わされることなく進行しつつある。

チューリッヒがこれまで行ってきた宗教の授業は「宗派協同方式の宗教の授業 (konfessionell-kooperativer Religionsunterricht; KokoRu)」と呼ばれる。KokoRuは1991年に教育評議会が超宗派的な宗教の授業の方針を掲げたことに端を発し、宗教的倫理的な基本テーマを取り上げて宗教的思考やその継承について—文化および社会に根づくキリスト教に軸足を置きつつ他の諸宗教の伝統や表現様式にも触れるかたちで—われわれの文化圏におけるそれらの影響を調べることを内容とする。授業は州教会の神学者、対応する補足養成を受けた中等教育教員、対応する養成を受けた教理教師によって担われ、学校側は必ずこの科目を開講する義務(第7学年は週2回、第8学年は週1回)を負うが、生徒側にはこの授業に対する出席を辞退する権利が認められている。第8学年ではこれに加えて週1回教室で宗派の授業が提供され、さらに教会から中等教育期間中に4回にわたって半日のプロジェクトが提供されることで、生徒たちはみずからの所属する教会に対する宗派的アイデンティティを培うことが期待されていた。

しかし、2000年、教育評議会はKokoRuを「宗教と文化」に移行する方針を出す。この授業のために特に養成された教員によって行われる「宗教と文化」がその題材として挙げるのは、1. われわれの社会文化的小および宗教的環境の問題や体験、2. 社会に存在する諸宗教および世界観についての知識の伝達、3. さまざまな宗教上および世界観上の表現形式の呈示、4. さまざまな諸宗教および世界観の視点から意味に関する問いとの取り組み、5. みずからの価値観を明らかにし確立する能力、6. みずから

²⁷ これは、「基本法が制定された時点(1949年1月1日)すでに州法により別の規定の存在する場合には該当しない」といういわゆるプレーメン約款による例外措置である。この例外措置の対象とされるベルリン州とプレーメン州には現在にいたるまで必修科目としての宗教の授業は存在しない。

²⁸ 1970年代にバイエルン州とラインラント・プファルツ州に宗教の代替として必修科目「倫理」が登場したのを発端として、バーデン・ヴュルテンベルク州でも「倫理」が、ニーダーザクセン州では「価値と規範」が、ノルトライン・ヴェストファーレン州では「実践哲学」が、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州では「哲学の授業」が、メークレンブルク・フォアポンメルン州では「子どもとの哲学」が置かれることになる (Edelstein 2001, S. 50f.; Hilger / Leimgruber / Ziebertz 2001, S. 290)。

の価値決定の背景を問う態度の覚醒である (vgl. Oelkers 2006, S. 1)。この授業には従来の KokoRu と同じ授業数が当てられるが、生徒側に出席辞退の権利を認めない必修科目として位置づけられる。大きな変更点としてさらに、第 8 学年時に週 1 回教室で行われる宗派の授業、そして中等教育期間中に 4 回にわたって半日間設けられるプロジェクト²⁹はキリスト教以外の他の宗教にも拡大される。

「宗教と文化」はまず中等教育 (第 7 学年から第 9 学年) において 2007 年の新学期から導入される予定であるが、チューリッヒ教育大学ではすでに 2004 年夏に一教育評議会の決定に先立って一チューリッヒ大学と地元の公立学校の協力を得て「宗教と文化」担当教員の養成を開始している。日常生活に生じる宗教性に関わる問いや体験を手がかりとして、生徒の意識を高め、知識を与え、相互理解を促し、各々の方向性を決めさせることを目的とする「宗教と文化」では、従来以上に幅広い宗教についての基礎知識と従来以上に繊細な生徒との対話技術が担当教員に求められているからである (vgl. Pädagogische Hochschule Zürich 2006)。

4. むすび：宗教性のもたらす期待と陥穽

価値の相対化がかつてない速度で進む時代、宗教と公教育の関係において相異なる姿勢を育んできた日本、ドイツ、スイスという 3 国は今、放任にも注入にも陥らない価値教育の可能性を相似かよった宗教性に模索している。宗教でなく宗教性を価値教育の拠り所にすえるということが、より普遍的でより効果的な土台を価値教育に付与する (可能性をもつ) という期待が日本、ドイツ、スイスにおける価値教育の動向からはみえてくる。しかし、宗教性という拠り所は本当に価値相対化時代の只中であって最善の価値教育を実現する魔法の杖となりうるのだろうか。

「宗教的な生活信条と技術的な思考様式とのあいだの相克を調整」(上山 1980、13 頁) しようとするプラグマティズムを発展的に継承したローティ (Richard Rorty, 1931-) は、「科学と宗教が互いに競合するものではないというジェームズの主張³⁰は現代において当時よりも好意的に受け入れられるであろう」(Rorty / Vattimo 2006, S. 34) という考察のうえに、客観的真理³¹や神の存在を論拠としない一本稿では宗教性と呼んできた一宗教の未来像を近著のなかで語っている。新しい宗教の姿とは、普遍的エトスと反ドグマ的態度に特徴づけられ、民主主義の土台ともなる可能性を擁している (vgl. ebd., S. 20)。啓蒙時代以前の人間が神に義務づけられ、啓蒙時代以降の人間が理性に義務づけられていたのに対し、新しい宗教の時代にある人間は共に生きる市民に義務づけられており³²、その根底を流れるのは一キリスト教の唯

²⁹ プロジェクトの日程は学校が指定し、プロジェクトに参加しない生徒はこの日程に学校で通常の授業を受けることになる。

³⁰ ジェームズ (William James, 1842-1910) は、自身が 27 歳から 30 歳にかけて病んだ憂鬱症の体験を織り込みながら著した書『宗教経験の諸相 (The Varieties of Religious Experience)』(1916) のなかで、まるで「単一の性状をもつ心の統一体がそれ自身で存在している」(James 1916, p. 27) かのように語られる「宗教的情操 (religious sentiment)」という概念が、実は、「宗教的対象が入れ替わり立ち替わり呼び起こすさまざまな情操の集合名詞」(ibid.) に過ぎないと述べる。すなわち、現実に存在しているのは依存という感情、畏怖という感情、無限という感情であり、宗教的情操はいわばこれらの諸感情の「倉庫 (storehouse)」(ibid. p. 28) に他ならない。

³¹ 真理とはもはや客観的に確保されているものではなく、言語の共有さらには関心の共有という前提にたつ個を越えた対話のなかに存在する (vgl. Rorty / Vattimo 2006, S. 20)。したがって、「事実の客観的記述はどこにも存在せず、解釈のみが存在する」(ebd., S. 52)。この文脈のなかで、教育はもはや「正しいと仮定された知の継承」ではありえず、「絶えず更新される自己記述ないしは絶えざる自己形成」(ebd., S. 13) として理解されることになる。なお、ローティは教育の型に関して、ギリシアの存在論と中国の儒教伝統には対話という共通項の存在したことを指摘している (vgl. ebd., S. 76)。

³² 市民社会を基礎づけているのは、この意味において、科学によって結ばれた世界像と宗教によって支えられた道徳理念であるといえる (vgl. ebd., S. 36)。

一の遺産ともみなされる一隣人愛である (vgl. ebd., S. 85)。ただし、ローティによればこの宗教は私事性にとどまるときには無害であるが、宗教が政治性へと傾くとき、一転、有害となる可能性もはらんでいる (vgl. ebd., S. 38)。

「社会レベルの制度としての宗教は衰退しても、個人レベルでの理解としての宗教性は興隆する」という的確な指摘を行った Luckmann (Thomas Luckmann, 1927-) も、新しい宗教すなわち宗教性に特徴的な陥穽への注意を促している。Luckmann は宗教社会学³³の立場から、個人と社会のあいだに介在するプロセス—意識と良心の個性化の過程—は宗教的事象とみなされることを確認したうえで、従来成立していた、個人が例外なく宗教の公式モデル—教会—へと円滑に社会化されるという構造³⁴が解消され、現代の宗教は「主観的、私的実在」(Luckmann 1991, S. 127) へと変容していることを示す。すなわち、従来みられた「社会秩序の統合」および「(個人にアイデンティティを賦与することにつながる) 現状の正当化」(ibd., S. 106) を担う「公式モデル (offizielles Modell)」としての宗教本来の機能は消失し、かつて「公式モデル」と見なされたものは個人の自由な選択肢の一つにすぎないものとなるが³⁵、宗教は「私の領域 (Privatsphäre)」に縮小されたかたちで (ibd., S. 148) 生き残ることになる。新しいかたちの宗教にはしかし二つの陥穽がある。一つは—教育理念にも強く反映されることになる—自己表現と自己実現への過剰な期待であり (vgl. ebd., S. 155)、いま一つは社会構造への関心の希薄化である。日本、ドイツ、スイスの現状にかんがみるならば、前者については困難な自分探しを背景とした心理学の興隆を、後者については社会参加に背を向ける層の拡大をその指標としてあげることが可能であろう。

かつてリット (Theodor Litt, 1880-1962) は教育の本質を「自己を相対化する能力を基礎として自己を再構成する能力を身につけること」(vgl. Kunstmann 2002, S. 285) にみようとした。価値教育もまた相対化から再構成へという手続きをとって行われるべきものである。価値の相対化が進む時代に、あえてもっとも相対化の困難な宗教を—宗教性あるいは宗教的情操というかたちで—価値教育の拠り所として与えることが一種「諸刃の剣」であるということに自戒したうえで、価値教育における相対化と再構成の実態について模索の途上にある関係者のあいだで検証が重ねられることが望まれる。

参考文献

- Birther, Marianne: Gott und die Welt. In: Scheilke, Christoph Th. / Schweitzer, Friedrich (Hrsg.): Religion, Ethik, Schule. Bildungspolitische Perspektiven in der pluralen Gesellschaft. Münster; Waxmann 1999 (S. 71-86)
- Chatham House Study Group: Japan in Defeat. London; Oxford University Press 1945
- 中央教育審議会: 「後期中等教育の拡充整備について」の答申・「別記」期待される人間像 『文部時報』第 1072 号 所収 1966 (211-227 頁)
- 同朋大学大学院文学研究科編: 動く仏教 実践する仏教 仏教とユング心理学 法蔵館 2005
- Edelstein, Wolfgang (Hrsg.): Lebensgestaltung - Ethik - Religionskunde. Zur Grundlegung eines neuen Schulfachs. Analysen und Empfehlungen. Weinheim / Basel; Beltz Verlag 2001
- Enderlein, Hinrich: Wir brauchen keinen neuen Grundwertekonsens! Plädoyer für eine wertorientierte politische

³³ 宗教社会学の立場は、フランスのデュルケム (Emile Durkheim, 1858-1917) とヴェーバー (Max Weber, 1864-1920) が社会理解および人間理解の鍵を—デュルケムの場合は民俗学的手法により、ヴェーバーは歴史学的手法により—宗教に求めたことに象徴されるように、人間にみられる社会化というプロセスと内面化というプロセスを宗教的現象として捉えようとする。

³⁴ 従来理想は、宗教の公式モデルである教会、個人の究極の意味体系である聖なるコスモス、個人の選別パターンである世界観の意味秩序という三者が一致することにおかれていた (vgl. Luckmann 1991, S. 119)。

³⁵ ただし、この伝統的な公式モデルは—本来の宗教的機能を欠いたまま—レトリックとして生き延びている (vgl. ebd., S. 142)。

- Streitkultur. In: Scheilke, Christoph Th. / Schweitzer, Friedrich (Hrsg.): Religion, Ethik, Schule. Bildungspolitische Perspektiven in der pluralen Gesellschaft. Münster; Waxmann 1999 (S. 59–69)
- Hilger, Georg / Leimgruber, Stephan / Ziebertz, Hans-Georg: Religionsdidaktik. Ein Leitfadens für Studium, Ausbildung und Beruf. München; Kösel-Verlag 2001
- Hilger, Georg / Ritter, Werner H.: Religionsdidaktik Grundschule. Handbuch für die Praxis des evangelischen und katholischen Religionsunterrichts. München; Kösel-Verlag 2006
- 今岡信一良: 宗教的情操涵養に関する通牒に就いて 『帝国教育』第 689 号 所収 1936 (14–21 頁)
- 入澤宗壽: 宗教教育答申及び通牒に就いて 『教育思潮研究』第 10 巻第 1 輯 所収 1936a (10–17 頁)
- 入澤宗壽: 我が宗教教育の歴史的考察 『教育思潮研究』第 10 巻第 2 輯 所収 1936b (12–23 頁)
- Ito, Toshiko: Das Herz als Hoffnung. Moralerziehung im heutigen Japan. In: Die Deutsche Schule. 97(2005) H. 2 (S. 186–196)
- James, William: The Varieties of Religious Experience. A Study in Human Nature. London; Longmans, Green and Co. 1916
- 河合隼雄: 宗教と科学の接点 岩波書店 1986
- 河合隼雄: ユング心理学と仏教 岩波書店 1995
- 河合隼雄: 河合隼雄全対話⑩ 心の科学と宗教 第三文明 1999
- 河合隼雄/加賀乙彦/山折哲雄/合庭惇: 宗教を知る人間を知る 講談社 2002
- 河合隼雄/中沢新一: 仏教が好き! 朝日新聞社 2003
- 近代日本教育制度史料編纂会編集: 近代日本教育制度史料 第 29 巻 大日本雄弁会講談社 1958
- 近代日本教育制度史料編纂会編集: 近代日本教育制度史料 第 31 巻 大日本雄弁会講談社 1958
- 岸本英夫: 学校教育と宗教をめぐる問題 『社会と学校』 所収 1948 (719–724 頁)
- 教育法令研究会: 教育基本法の解説 国立書院 1947
- 教育改革国民会議: 教育改革国民会議報告 –教育を変える 17 の提案– 2000 年 12 月 22 日 内外教育 2001 年 1 月 9 日号 所収 (12–23 頁)
- 河野清丸: 宗教的教育の理論とその方法一般 『帝国教育』第 689 号 所収 1936 (31–42 頁)
- Kunstmann, Joachim: Religion und Bildung. Zur ästhetischen Signatur religiöser Bildungsprozesse. Gütersloh; Chr. Kaiser / Gütersloher Verlagshaus 2002
- 倉橋惣三: 宗教性の教育について 『帝国教育』第 689 号 所収 1936 (8–13 頁)
- Lévi-Strauss, Claude: Tristes Tropiques. Paris; Librairie Plon 1955
- Leschinsky, Achim: Religionspädagogik und Reformpädagogik. Eine problematische Affinität? Einige unausgewogene Bemerkungen. In: Christoph Th. Scheilke, Friedrich Schweitzer (Hrsg.): Religion, Ethik, Schule. Bildungspolitische Perspektiven in der pluralen Gesellschaft. Münster; Waxmann 1999 (S. 24–31)
- Luckmann, Thomas: Die unsichtbare Religion. Frankfurt am Main; Suhrkamp 1991
- 溝口駒造: 神道と宗教教育 『教育思潮研究』第 10 巻第 2 輯 所収 1936 (24–31 頁)
- 文部科学省: 心のノート 小学校 5・6 年 暁教育図書 2002
- 文部科学省: 心のノート 中学校 暁教育図書 2002
- 文部省: 家庭教育手帳 大蔵省印刷局 1999
- 文部省: 家庭教育ノート 大蔵省印刷局 1999
- 日本近代教育史料研究会編: 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録 第 1 巻 教育刷新委員会総会 (第 1~17 回) 岩波書店 1995
- 日本近代教育史料研究会編: 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録 第 4 巻 教育刷新委員会総会 (第 64~97 回) 岩波書店 1996
- 日本近代教育史料研究会編: 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録 第 6 巻 第 1 特別委員会、第 2 特別委員会 岩波書店 1997
- 日本近代教育史料研究会編: 教育刷新委員会教育刷新審議会会議録 第 11 巻 第 12 特別委員会、第 5・第 12 連合特別委員会、第 13 特別委員会、第 14 特別委員会、第 15 特別委員会、第 16 特別委員会 岩波書店 1998

- Nordhofen, Eckhard: Eschatologie zwischen Staat und Kirche. Das katholische Bedürfnisbefriedigung. In: Christoph Th. Scheilke / Friedrich Schweitzer (Hrsg.): Religion, Ethik, Schule. Bildungspolitische Perspektiven in der pluralen Gesellschaft. Münster; Waxmann 1999 (S. 127-137)
- Oelkers, Jürgen: Religion und Kultur. Entwicklungen aus der Schweiz. Ms. 2006
- 大村桂巖: 宗教教育の本質と吾人の態度 『教育』第9号 所収 1932 (34-43頁)
- 大崎素史: 占領下の宗教教育論争 杉原誠四郎・大崎素史・貝塚茂樹: 日本の宗教教育と宗教文化 所収 文化書房博文社 2004 (14-59頁)
- Pädagogische Hochschule Zürich: Religion und Kultur, Ausbildung für die Sekundarstufe I. Zürich 2006
- Rorty, Richard / Vattimo, Gianni: Die Zukunft der Religion. Frankfurt am Main; Suhrkamp 2006
- 鈴木英一編: 教育基本法の成立事情 (2) 関口隆克・辻田力・西村巖・安達健二 北海道大学教育学部教育制度研究室 1969
- 鈴木英一編: 教育基本法文献選集別巻 資料教育基本法30年 学陽書房 1978
- 鈴木美南子: 戦後改革における宗教教育と信教の自由 (1) 『フェリス女学院大学文学部紀要』第25号 所収 1990 (1-23頁)
- 鈴木美南子: 戦後改革における宗教教育と信教の自由 (2) 『フェリス女学院大学文学部紀要』第26号 所収 1991 (1-22頁)
- 田中耕太郎: 教育基本法の理論 有斐閣 1961
- Tenorth, Heinz-Elmar: Schule - Religion - Zivilreligion. Zur weiteren Problematisierung eines jetzt schon schwierigen Verhältnisses. In: Scheilke, Christoph Th. / Schweitzer, Friedrich (Hrsg.): Religion, Ethik, Schule. Bildungspolitische Perspektiven in der pluralen Gesellschaft. Münster; Waxmann 1999 (S. 175-185)
- Trainor, Joseph C.: Educational Reform in Occupied Japan. Trainor's Memoir. Tokio; Meisei University Press 1983
- 上山春平: パース・ジェイムズ・デューイ 中央公論社 1980
- Woodard, William P.: The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions. Leiden; E. J. Brill 1972
- 山口和孝: 「宗教的情操」教育の概念と史的展開 『科学と思想』第35号 所収 1980 (520-235頁)
- 山口和孝: 戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題 『教育学研究』第65巻第4号 所収 1998 (324-333頁)
- 吉田熊次: 教育と宗教の本質的關係 『教育思潮研究』第10巻第1輯 所収 1936 (1-9頁)

謝辞: チューリッヒ教育大学のハンス・ルーディ・キルヒスペルガー氏、マティアス・プファイファー氏、チューリッヒ大学のルート・トマス・フェール氏には、「宗教と文化」入門の授業への参加を許可していただき、また貴重な資料の提供を受けた。ここに記して感謝したい。